

規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ 経済産業省説明資料

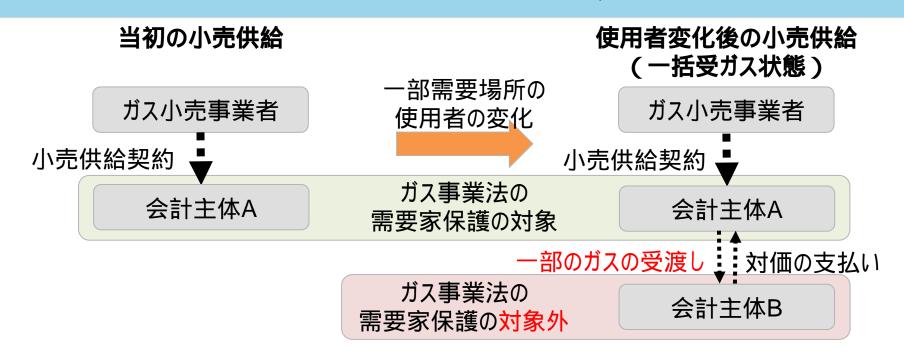
平成30年5月

前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項 】(八代委員)

ガスの使用者が1会計主体だけ存在する百貨店の一部分で、使用者が他の会計主体に変化した場合に、ガスの設備等の実態は変化しないにも関わらず、なぜ契約を見直す必要があるのか。

- I 会計主体Aのみが存在する需要場所の一部で、ガスの使用者が他の会計主体Bに変化した場合、左下図から右下図のように、会計主体Aが需要家として調達したガスの一部を会計主体Bに受け渡す一括受ガス状態が生じる。
- I この場合、ガスの最終使用者である会計主体Bは小売供給契約の主体でないため、供給条件の説明、書面交付、 苦情等の処理等のガス事業法上の需要家保護の対象外となる。また、会計主体Bはスイッチング制約に直面する。
- A 会計主体Bを需要家保護の対象とし、また最終使用者である会計主体Bの意思でのスイッチングを可能とするため、 小売供給契約の一部の相手方を会計主体AからBへ見直す必要がある。

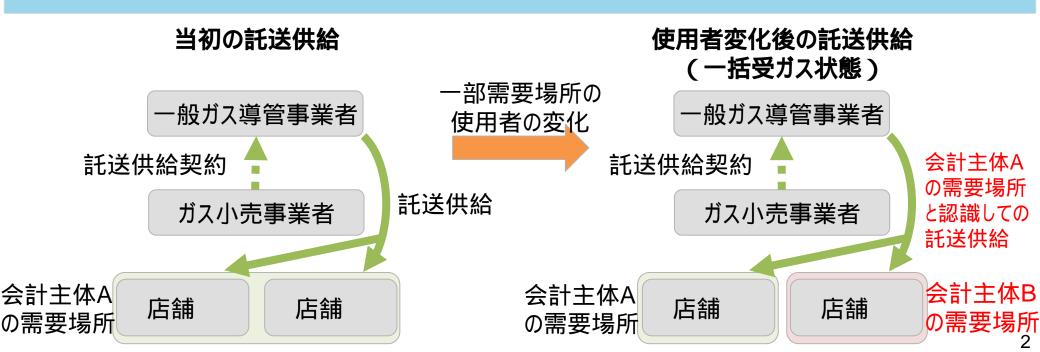


前回の御指摘事項について(続き)

【前回の御指摘事項 】(八代委員)

ガスの使用者が1会計主体だけ存在する百貨店の一部分で、使用者が他の会計主体に変化した場合に、ガスの設備等の実態は変化しないにも関わらず、なぜ契約を見直す必要があるのか。

- 会計主体Aのみが存在する需要場所の一部で、ガスの使用者が他の会計主体Bに変化した場合、左下図から右下図のように、託送供給契約上で認識されるガスの使用者(会計主体Aのみ)と、実際のガスの使用者(会計主体AとBの2者が存在)にズレが生じる。
- I この場合、実際のガスの使用量及びピーク流量に応じた託送料金を会計主体A、Bが負担しておらず、会計主体A、 Bと同じ使用量及びピーク流量を示す他の使用者との間の、託送料金負担の公平性が保たれていない。
- ゴス料金の公平性を保つため、託送供給契約を会計主体の需要場所ごとに見直す必要がある。



前回の御指摘事項について

【前回の御指摘事項 】(飯田委員)

(マンション)一括受ガスの解禁は、何らかの形で前向きに議論した方がよいのではないか。一括受ガスの解禁によって料金が割安にならずスイッチングが進まなかったとしても大きな問題はないのではないか。

- 「仮に現行の託送料金体系のままマンション一括受ガスを認めると、設備を含む供給形態と各戸でガスを使用する使用形態は変化しないにも関わらず、形式的に各戸の需要量を合算することで割安な託送料金が適用され、一括受ガスマンションのガスの使用者と一括受ガスの形態を採らない通常の使用者との間の、託送料金負担の公平性が損なわれる。このため、一括受ガスを解禁するのであれば、ガスの使用者間の託送料金負担の公平性が確保されるよう、託送料金の改定等の措置を事前に講じる必要がある。当該措置後の一括受ガスでは、割安な託送料金というメリットは期待し難い。
- I また、一括受ガスでは一括受ガス事業者のマージンが料金に計上されることが想定され、料金面でのメリットは更に見込み難い。
- Ⅰ 他方で、一括受ガスマンションの入居者は、 需要家保護の対象外となり、 スイッチング制約に直面 するといったデメリットに直面する。
- ガスの使用者のメリット・デメリットを総合的に比較考慮すると、マンション一括受ガスではデメリットが上回ることが見込まれる。
- Ⅰ 仮に一括受ガスを解禁した場合、一括受ガスマンションのガスの使用者が十分なメリットを受けられないままデメリットに直面する懸念がある。一括受ガスの解禁については、こうした懸念も十分に考慮すべきではないか。

(参考)高圧一括受電とガスの総合的な比較

I 電力小売市場の全面自由化以前では、低圧需要家への料金引下げ効果をもたらす等、高圧一括受電()に は一定の効果があったと考えられる。

なお、電気においても、マンション管理者等が受変電設備を保有・管理しておらず電気の使用者と整理できない (受電実態のない)需要形態である一括受電(低圧一括受電等)は許容されていない。

- Ⅰ 小売全面自由化以降では、需要家の細かなニーズに答える多種多様な小売料金メニューが新たに提示されている。一括受電マンションの最終需要家は、自身が小売供給契約の当事者でないという一括受電の特徴により、スイッチングのためにはマンション管理組合の決議が必要である等、通常とは異なる手続が必要となる。
- □ 一括受電とガスの比較においては、託送料金の低減余地、解禁時期の違いによるスイッチング制約の有無、受電・ 受ガス実態の有無等を認識した上で、慎重な議論がなされるべきではないか。

マンションへの電力とガスの供給形態の比較

	時期	マンションへの 供給形態	料金	スイッチング	マンション管理者等の 受電・受ガス実態
電力	小売全面自由化 以前	戸別	低圧	-	受電実態なし(低圧)
		一括	高圧(低圧より割安)	-	受電実態あり(高圧)
	小売全面自由化 _. 以降	戸別	低圧	最終需要家が 自ら行うことが可能	受電実態なし(低圧)
		一括	高圧 (低圧より割安)	マンション管理組合の 決議等が必要	受電実態あり(高圧)
ガス	小売全面自由化- 以降	戸別	使用量小	最終需要家が 自ら行うことが可能	受ガス実態なし(低圧)
		一括 (認めていない)	使用量小の集合 (割安な託送料金の適用 は困難)	マンション管理組合の 決議等が必要	受ガス実態なし (低圧又は中圧)

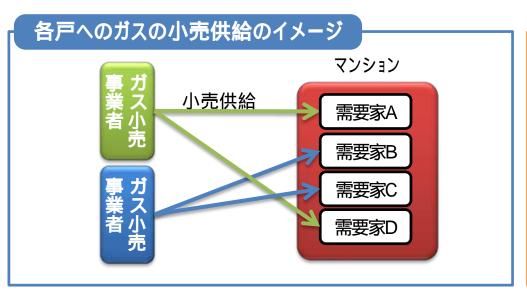
(参考)マンション一括受ガス

マンション一括受ガスとは、マンション管理者等の自らガスを使用しない者が、小売供給契約上の需要家としてガスを一括して調達し、調達したガスを最終的な使用者であるマンション各戸の入居者へ受け渡す行為であって、現在は以下の理由から許容されていない。

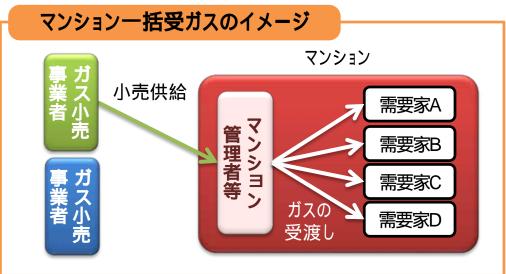
託送料金の公平性

保安水準とコスト

需要家のスイッチングの制約



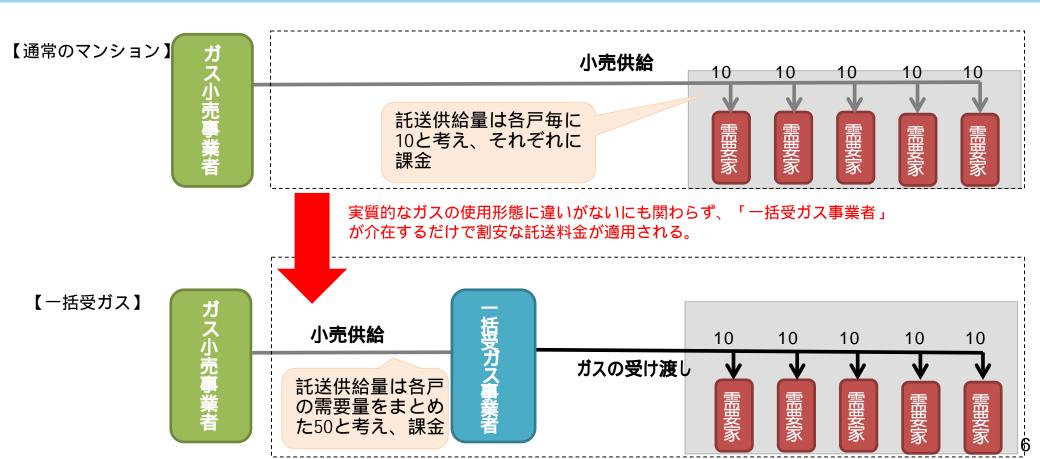
最終需要家が小売供給契約の主体



マンション管理者等が小売供給契約の主体

(参考) 託送料金の公平性

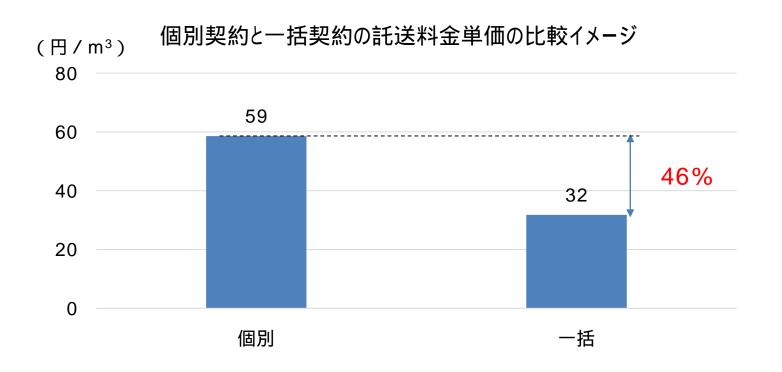
- しないにも関わらず、形式的に各戸の需要量を合算することで割安な託送料金が適用される(差額分は他の需要家に転嫁)。このため、一括受ガスマンションの最終需要家と、一括受ガスの形態を採らない通常の最終需要家との間における、託送料金負担の公平性が損なわれる。
- し 仮にモデルケースで、一般家庭が100戸存在するマンションでの一需要家当たりの託送料金を試算し、 比較すると、ガスが各戸へ供給される場合に比べ、一括で供給される場合は単価が46%減少する。



東京ガスの供給区域において、一般家庭が100戸存在するマンションでの一需要家あたりの託送料金を、下記の条件で試算。

下記の条件で託送料金単価を試算。

- ・東京ガスの小売託送供給約款より、東京地区の標準託送供給料金第1種を参照。
- ・1戸当たりの需要量を30m3、マンション内の需要家数を100戸を仮定。
- ・個別の場合は、各戸に料金表Bを適用し、合計の託送料金を全需要量で除して単価を算定。
- ・一括の場合は、各戸の需要量を合計した値に料金表Fを適用して、託送料金を全需要量で除して単価を算定。



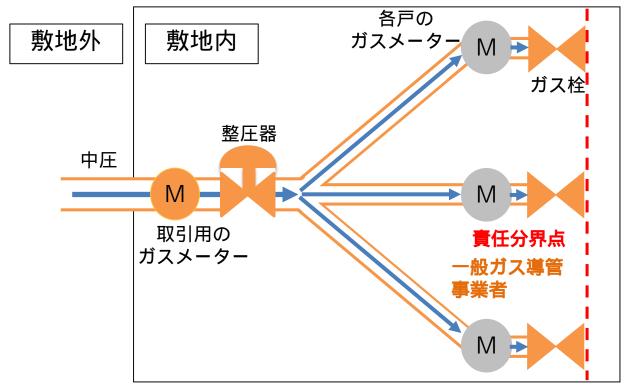
(参考) 保安水準とコスト

- □ 現在、マンションの各戸に設置されているガスメーターについては、ガス工作物としてガス事業法の適用を受けており、 異常時における遮断機能を有したもの(マイコンメーター)でなければならないこととされている。
- 現行のガス事業法を前提とすると、一括受ガスの場合における「ガス工作物たるガスメーター」は、ガス小売事業者と一括受ガス事業者との取引のために設置されるガスメーターに限られる(注1)。一括受ガス事業者は現行法ではガス事業法上の位置づけがないためガスメーターを設置する義務はなく、仮にマンションの各戸に設置したとしても、当該ガスメーターはガス工作物ではないため、ガス事業法上の保安規制を及ぼすことができない(注2)。
- また、ガス小売事業者と一括受ガス事業者との取引用のガスメーターのみが設置され、マンション各戸のメーターが設置されない場合には、マンション一戸での異常に対応するため、全戸へのガス供給を停止する必要がある。
- このため、一括受ガスを現行法のまま許容することとした場合には、現行制度下では、需要家の安全を制度的措置をもって担保することができず、また異常時の需要家の利便性が低下する。
- この点、仮に一括受ガスを許容するとしても、現行の保安水準を低下させるべきではない。このため、例えば一般ガス導管事業者に対して各戸へのマイコンメーターの設置を義務付け、ガス栓までの保安責任を負わせることが考えられるが、その場合、一般ガス導管事業者が負う内管保安業務等のコストが個別供給と比較して低減することはないため、一括受ガスを許容しても託送料金が低減する効果は期待し難い。
- (注1)上記においては、電気で許容されているマンション一括受電(高圧一括受電)の形態と同様、中圧で受けたガスを変圧し、マンション内の各戸 に受け渡す形態の一括受ガスを想定しているが、マンションは通常低圧で供給され分岐するだけなので変圧する必要がない。
- (注2)ガス事業法においてガス工作物とは、「ガス事業の用に供するもの」であることとされている。一括受ガス事業者は電気と同様の整理とするとガス事業法上の位置づけがないため、一括受ガス事業者は何ら保安義務を負わず、かつ仮に一括受ガス事業者がガスメーターを設置したとしても、当該ガスメーターは「ガス工作物」ではないこととなる。

(参考) 保安水準とコスト

中圧で受けたガスを変圧し、マンション内の各戸に受け渡す形態の一括受ガスの概要図は下記のとおり。

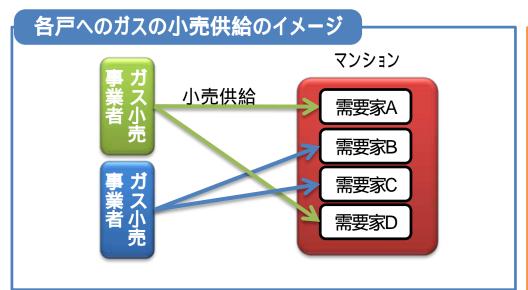
<u>中圧で受けたガスを変圧し</u> マンション内の各戸に受け渡す形態のガス供給



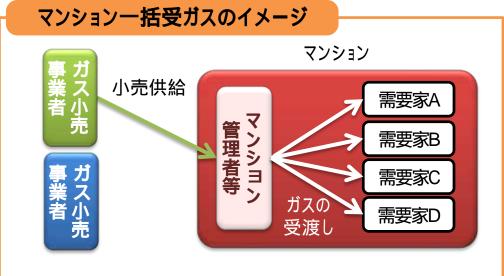
取引用のガスメーターは一般ガス導管事業者のガス工作物だが、 一括受ガス事業者が設置する各戸のガスメーターはガス工作物で はない。

(参考) 需要家のスイッチングの制約

- 自由化以前であれば選択肢拡大の意味を持ち得たマンション一括受ガスは、ガス小売市場が全面自由化されている状況では、最終需要家がガスの供給者を選択する自由をむしろ制約するおそれがある。
- 仮に入居当初は一括受ガスが最終需要家にとって最適な選択だったとしても、入居後、より魅力的な 小売料金メニューの登場等により最終需要家自身のニーズが変化した場合、スイッチングに当たってマンション管理組合の決議が必要となる等、各需要家が自由にガス供給者を選択することが困難となる。



最終需要家が小売供給契約の主体として、自ら小売供給契約を見直すことができる。

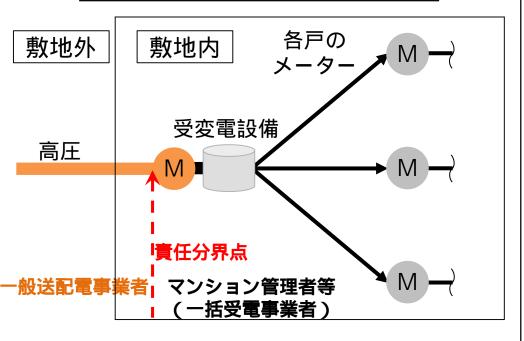


マンション管理者等が小売供給契約の主体であり、 最終需要家がスイッチングするためには、 マンション管理組合の決議が必要となる可能性がある。

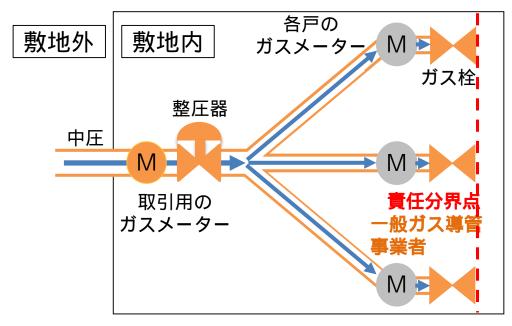
(参考)高圧一括受電とガスの比較

- □ 高圧一括受電では、保安の責任分界点が引込線にあり、一般送配電事業者が、受変電設備の設置コスト・受変電設備以降の保安義務を負わず、高圧以上の設備・保安業務のコストだけを負うこととなるため、低圧よりも割安な、高圧に対応する託送料金を適用しうる。
- 他方、ガスの場合は、保安の責任分界点がガス栓にあり、仮に一括受ガスが解禁されても、一般ガス導管事業者が各戸のガス栓までの保安業務のコストを負うこと、また前述のとおり各戸へのマイコンメーターを設置する必要性があることを考慮すると、割安な託送料金を一括受ガスに適用することは困難と考えられる。

一括受電マンションへの電力供給

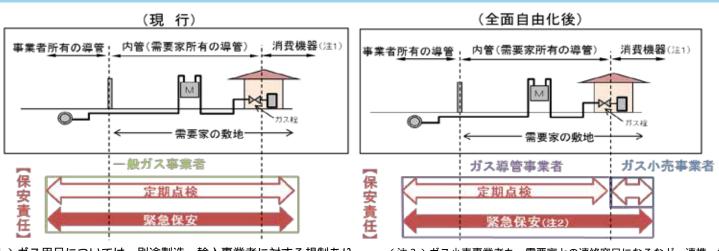


<u>中圧で受けたガスを変圧し</u> <u>マンション内の各戸に受け渡す形態のガス供給</u>



(参考)改正ガス事業法における保安規制の主な内容

- ガス導管事業者は、ネットワークを維持する保安確保の要。この分野は自由化せず、総括原価方式を維持し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き技術基準適合維持義務等の保安規制を維持。
- I 2.需要家保安については、安定的に保安を確保する観点から、需要家敷地内に敷設された需要家所有のガス工作物(敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで)の点検・緊急保安は、従来の都市ガス事業者などのガス導管事業者に一括して義務付け。



(注1)ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

(注2)ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体	
緊急時対応	ガス導管事業者(1)	
内管の漏えい検査	ガス導管事業者(1)	
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者(2)	

- (1)ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急 時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うことと なる
- (2)一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器 の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

(参考)内管の保安責任に関する課題(考察)

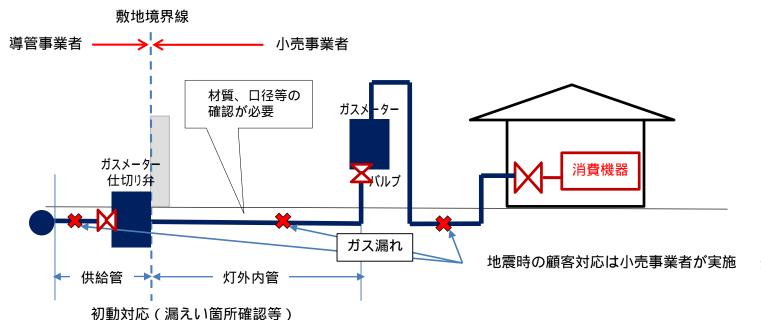
- 事管事業者が、内管の保安責任を負うことによって、これまで長年にわたり蓄積された知見や経験、ネットワークとしての面的一体な管理と体制等により、通常保安業務(漏えい検査・内管工事)、緊急保安業務のほか、大規模災害時対応を含めた諸課題に対して、迅速かつ効率的な対応が可能となる。
- し仮に、小売事業者が内管の保安責任を有する場合は、LP事業者等のガスのノウハウを有する事業者も含めた新規参入事業者の全ての事業者において、通常保安業務、緊急保安業務から、大規模災害時対応までといった広範かつ高度で専門性の高い現場の状況に応じた的確な対応が可能となるかの点において懸念が生じる。
- 二 需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するとの今般のガスシステム改革においては、ガス 工事やガス保安の知見や体制を有していない者の自由な新規参入をも想定した仕組みとしている。したがって、内管の責任区分の変更は、ガスのノウハウを有しない者にとってのガス小売事業への新たな参入障壁となり、小売自由化の意義を損なうこととなる。

(参考) 敷地境界線で保安責任を担う者が変わることへの懸念(イメージ)

仮に、敷地境界線(供給管と内管)で保安責任を担う者が変わることにより、以下のコスト増加や保安レベル低下の可能性が見込まれる。

責任分界地点(敷地境界線)における仕切り弁、ガスメーターの新規設置 供給管又は内管の埋設部に漏えいが発生した場合の緊急時対応の二重化(初動対応)

- ・現行では導管事業者が一元的に対処しているが、敷地境界線で保安責任が変わることにより、漏えい箇所の特定ができていない場合において、導管事業者と小売事業者が両者同時に対応することになる。また、導管事業者と小売事業者がそれぞれで対応し、事故情報の覚知や共有に時間を要することで、二次災害の発生や拡大の懸念が増す。
- ·導管事業者と小売事業者が別々に要員確保、車両・拠点整備をすることで、社会的コストが増加する懸念がある。 導管事業者と小売事業者との間で、配管の設置状況、検査履歴等を相互に共有する新たなシステムの構築が必要となる。 地震等大規模災害時の顧客対応
- ・導管事業者は、面的一体的な対応が可能である一方、小売事業者は、点在する顧客に個別対応する必要があるため、社会全体としてみた効率的な災害対応力の低下を招き、顧客サービスへの不満や不公平感を増長しかねない。



平成29年 事故実績(件)				
灯外内管	107			
供給管	33			

ガス事業法に基づき報告のあった件数であり、ガス漏れの結果として、火災・爆発や避難誘導、交通困難等をもたらした事故をいう。 (事故総件数は407件)

【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項 (草薙委員)】

電気の「マンション一括受電」のようなビジネスモデルについては、ガスにおいては認められるのか。

<電気の一括受電について>

- 電気のいわゆる「マンション一括受電」とは、「高圧一括受電」とも呼ばれており、一括受電事業者が 受電設備(変圧器)を保有・管理し、電力会社から高圧で受電した電気を低圧に変圧した上で、 マンションの各戸に対して電気を供給するというもの。
- また、電気の小売供給とは電気事業法上、「電気の使用者」に対して行うものとされており、マンション一括受電の場合における「電気の使用者」とは、電力会社から実際に電気を受電している一括受電事業者である。
- このため、電力会社から一括受電事業者に対する電気の供給行為については電気事業法上の規制を受ける一方、一括受電事業者からマンションの各戸に対してなされる電気の受渡し行為については、「一の需要場所内における電気のやり取り」であるとして、電気事業法上の規制を受けないビジネスモデルとして整理されている。(注1)
- 他方、一括受電事業者が受電設備(変圧器)を保有・管理しない場合など、当該一括受電事業者に電気の受電実態があるとは言えない場合においては、こうした一括受電事業者がマンションの各戸に対して行う電気の受渡し行為については、電気事業法上、許容されないビジネスモデルであるとして整理されている。
- (注1) 電気事業法の規定に基づく説明義務・書面交付義務等の各種の規制については、一括受電事業者に対しては課されない。

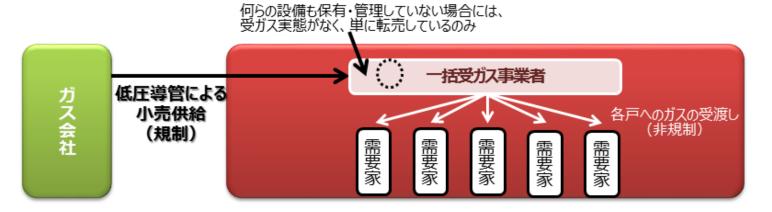




<ガスにおける取扱いについて>

- ▼ンションに対するガスの供給については、低圧導管によって行われることが一般的である。
- このような場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事業者が存在したとしても、この者が何らかの設備の保有・管理を行っている訳ではないことが多く、それ故に、ガスの供給を受けているという実態(受ガス実態)がない場合も想定されるところである。
- このため、一括受ガス事業者に受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸に対して行うガスの受渡し行為については、**電気における許容されないビジネスモデルと同様であることから許容しない**こととしたい。
- 次に、敷地外の導管が高中圧導管であり、かつ、一括受ガス事業者がガバナー(変圧器)を保有・管理し、電気の一括受電事業者と同様に、一括受ガス事業者が変圧した上でマンションの各戸に対してガスを受け渡す行為についてどう整理するかが論点となるが、次頁の理由により、現時点においてはこの場合においても許容しないこととしたい。

低圧導管による小売供給に係る一括受ガスのイメージ





<いわゆる一括受ガスといったビジネスモデルを許容しない理由> (理由①)

- ▶ 現在、マンションの各戸に設置されているガスメーターについては、ガス工作物としてガス事業法の適用を受けており、異常時における遮断機能を有したもの(マイコンメーター)でなければならないこととされている。
- ➤ この点、一括受ガスの場合における「ガス工作物たるガスメーター」は、ガス会社と一括受ガス事業者との取引のために設置されるガスメーターに限られ、そもそもガス事業法上、一括受ガス事業者にはガスメーターを設置する義務はなく、仮にマンションの各戸に設置したとしても、当該ガスメーターはガス工作物ではないため、ガス事業法上の保安規制を及ぼすことができない。(注2)
- ▶ このため、これを許容することとした場合には、現行制度下では、需要家の安全を制度的措置をもって 担保することができない。

(理由②)

- ▶ 電気事業法上、一括受電事業者が保有する受電設備(変圧器)については当該一括受電事業者に保安義務がある一方、ガス事業法上、一括受ガス事業者が保有するガバナー(変圧器)については内管と同様、一般ガス導管事業者に保安義務がある。
- ▶ このため、このガバナー(変圧器)の実質的な維持・管理を行っている者は一般ガス導管事業者であり、一括受ガス事業者ではないことから、この意味においても、一括受ガス事業者に受ガス実態があるとは言い難い。

(理由③)

- ▶ 今般の法律改正においては都市ガスの小売全面自由化を行うこととしている一方、仮に一括受ガスというビジネスモデルを認めることとした場合には、マンションの各戸の需要家がガスの供給者を選択するに当たり、一定の制約を受けることも想定される。(注3)
- ◆ なお、将来的に、一括受ガスというビジネスモデルを許容するための制度改正を行うか否かについては、小 売全面自由化後の需要家ニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理することとしたい。
- (注2) ガス事業法においてガス工作物とは、「ガス事業の用に供するもの」であることとされている。
- (注3) 電気の一括受電は、小売全面自由化前から行われているビジネスモデルであり、ガスとは事情が異なる点に留意が必要。